



平成 29 年 2 月 27 日

各 位

会社名 井関農機株式会社
代表者名 代表取締役 木下 榮一郎
コード番号 6310
上場取引所 東証第1部
問合せ先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

単元株式数の変更および株式併合に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更および株式併合に関する議案を平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 93 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めたことから、当社は当社株式の単元株式数を 100 株に変更（以下「本単元株式数変更」といいます。）することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更に関する定款の一部変更議案および株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施（以下「本株式併合」といいます。）することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の比率 平成 29 年 7 月 1 日をもって、同年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 12 月 31 日現在）	229,849,936 株
株式併合により減少する株式数	206,864,943 株
株式併合後の発行済株式総数	22,984,993 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
総株主	23,693 名（100.0%）	229,849,936 株（100.0%）
10 株以上所有株主	22,146 名（93.5%）	229,845,347 株（100.0%）
10 株未満のみ所有株主	1,547 名（6.5%）	4,589 株（0.0%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 1,547 名（所有株式数 4,589 株）は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき、一括して売却処分または自己株式として当社が買取りいたします。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、平成 29 年 7 月 1 日をもって、発行可能株式総数を変更いたします。

変更前の発行可能株式総数	696,037,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 7 月 1 日付）	69,000,000 株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

- ・平成 29 年 2 月 27 日 取締役会決議日
 - ・平成 29 年 3 月 30 日 定時株主総会開催日
 - ・平成 29 年 7 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
- ※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 7 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 6 月 28 日となります。

4. その他

本日、別途「定款の一部変更に関するお知らせ」および「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,274株	1個	127株	1個	0.4株
例③	827株	なし	82株	なし	0.7株
例④	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却処分または自己株式として当社が買取りし、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成29年9月頃にお送りすることを予定しております。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きの必要はございません。

Q7 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

株式併合後も、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的な手続きは、お取引の証券会社又は後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年3月30日	定時株主総会開催日
平成29年6月28日	100株単位での売買開始日
平成29年7月1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年7月下旬	株式割当通知の発送
平成29年9月上旬	端数株式相当分の売却代金等のお支払い

【※お問合せ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問合せください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）